

栗国村立 栗国小中学校 いじめ防止基本方針

第 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（平成 25 年度 文部科学省 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義」より）

2 基本的な考え方（本校のいじめ防止に関する基本的な考え方や姿勢）

いじめ防止対策推進法（以下、いじめ防止法）第 13 条により、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

いじめは、いじめを受けた児童・生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

したがって、本校では、いじめが生徒にとって学校生活上の大きな障害になることを踏まえ、いじめの根絶を図るため、いじめの早期発見・初期対応の方法を工夫し、いじめ対策のより一層の強化を図る。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童・生徒が多くの方々と関わり、見守られていけるような学校を中心としたコミュニティーづくりに努める。

「いじめは絶対に許されない」という強い認識に立つ。

※学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

文部科学省 学校いじめ防止基本方針 第 13 条より

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、当該生徒の表情等、様子を含め細かく観察するなどして確認する必要がおおる。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、
- ② 悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ③ 仲間はずれ
- ④ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられたり、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑦ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ⑧ その他、本人が精神的な苦痛を感じていると思われるもの等

3 本校の現状と課題

本校では、「15 の旅立ちに向けて、たくましく生きる力を身につけた幼児・児童・生徒の育成」を教育目標に掲げている。日々の教育活動の中で児童生徒が相互に関わり合う授業づくりを目指して研究・研修を推進している。

現代社会は人間関係が希薄になり、学校でも生徒同士が関われなくなってきたと言われているが、本校では授業の中で児童生徒同士を積極的に関わらせ、「対話」を通し、お互いの意思疎通の充実・強化に努めている。相互のコミュニケーションの充実により、学校生活以外の生活の場でも互いに支え合えるよりよい人間関係づくりに生かし、また生活の場で培った人間関係力を授業の中でも発揮させ学力向上につなげようとしている。

学校で実施している調査として学校生活チェックシート・学校生活振り返りシート（毎月）やすくすくカード（小学 1 年～中学 3 年まで 8 月・1 月実施）、学校評価などがある。学校生活振

り返りシートに関しては、全体的には積極的な態度や行動力が低いように感じる。特に中学生では「上下関係」・「言葉遣い」・「あいさつ」についての課題が毎月のように挙がった。すすくカードについては、「朝食」「歯磨き」はよくできている。「早寝」「早起き」・「情報メディア接触時間」については課題が残る。

アンケート等以外から見ると、素直で真面目な児童生徒が殆どで、無邪気に異年齢集団で遊ぶ様子が見られ、良い友人関係が築けていると感じる。

4 いじめ防止等に向かう学校の姿勢

(1) いじめの防止	(2) いじめの早期発見	(3) いじめへの対処
<p>一人ひとりの行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことである。児童生徒がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、児童生徒の状況や表情、生活態度等の様子をきめ細かく観察すること。いじめは絶対に許されないことだという強い気持ちをもつことが大事である。</p> <p>① 学校の教育活動全体を通じ、全校生徒を対象に「いじめは絶対に許されない」の理解を促す。</p> <p>② 心豊かで思いやりのある児童生徒を育成し、自他ともに認めあう人間関係の構築に努めさせる。</p> <p>③ 悩みや不安、ストレス等を共有できる「場の設定」に努め、適切に対処できる力を育むようにする。</p> <p>④ すべての児童生徒が自己肯定感や自己有用感を感じられる学校生活づくりを推進するように努める。</p> <p>⑤ 学校や家庭、地域、関係団体機関との連携を密に行い、いじめ問題への取り組みの重要性について普及啓発を推進するようにする。</p>	<p>いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、生徒に関係する全ての大人との連携を大切にしながら、その発見に努める。</p> <p>① 見えにくいいじめの早期発見のため、学校生活アンケートを実施する。児童・生徒用（毎月1回）</p> <p>② いじめ等への取り組みチェック表 職員用（毎月1回）</p> <p>③ 家庭でのチェックポイント（保護者用）・・・随時</p> <p>④ アンケートの集計 アンケートは担任が実施、集計し実態を把握する。その後生徒指導主任へ報告・提出する。生徒指導主任は、集計結果を考察し、担任や管理職と今後の対応について相談する。</p> <p>※いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。</p> <p>小さな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。</p> <p>いじめの早期発見のため、学校や栗国村教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるようにする。地域、家庭と連携して生徒を見守るようにする。</p>	<p>いじめがあったことが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめをした生徒に対して事実確認をした上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。</p> <p>① 発見者は担任へ報告。（早急な対応が必要な場合、発見者も指導に入る。）</p> <p>② 担任による事実確認。（場合によっては生徒指導主任も入る。）</p> <p>③ 事実関係の確認。本人の直筆にて記入させる。（聞き取りシートの活用）</p> <p>④ 生徒指導主任、校長、教頭へ報告。</p> <p>※企画委員会や職員会議（緊急）等を開き、今後の指導方針や方法を協議・決定する。</p> <p>いじめの内容によっては、栗国村教育委員会及び、栗国村駐在所（警察官）と連携して対処する。</p>

第2 いじめ防止等のための対策の内容

1 いじめを未然に防止するための発想と取り組み

「居場所づくり」の発想

多くの児童生徒がいじめ加害に巻き込まれている事実立ち、些細な行為が深刻ないじめへと「燃え広がらない、潤いに満ちた風土」を作り出す。

「絆づくり」の発想

多くの児童生徒がいじめ加害を行った経験があるという事実立ち、児童生徒一人一人が「いじめは許されないこと」なんだと認識できるようにする。

重点的な取組項目・内容は以下の通りである。

※いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始める。

(1) いじめについての共通理解

- ①いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などを、校内研修や職員会議等で周知し、平素から教職員全員の共通理解を行うようにする。
- ②生徒に対して、全体集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について取り上げ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成するようにする。
- ③何がいじめなのかを具体的に列挙し、目につく場所に掲示して、常日頃から具体的に認識を共有するようにする。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むようにする。
- ②幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培うとともに、お互いの人格を尊重する態度を養うようにする。
- ③自他の意見の相違に対して、互いを認め合いながら建設的に調整し解決する機会をつくる。そして、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動する機会を通じて、生徒が円滑に他者とコミュニケーションできる能力を育てるようにする。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえた指導

- ①授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めるようにする。
- ②学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できるように留意して集団づくりを進めるようにする。
- ③ストレスを感じた場合に、それを他人にぶつけるのではなく、相談、運動発散、ストレスマネジメント等、ストレスに適切に対処できる力を育てるようにする。
- ④「いじめられる側にも問題がある」という誤った認識や発言を含め、教職員および生徒による不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払うようにする。
- ⑤障害（発達障害を含む）について適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たるようにする。

(4) 自己有用感や自己肯定感の育成

- ①学校の教育活動全体を通じ、授業や生徒会活動、委員会活動、学校行事、部活動等において、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会に留意し、生徒の自己有用感を高めるようにする。
- ②教職員、家庭や地域の人々など、幅広い大人から認められているという思いを生徒が得られるよう工夫するようにする。
- ③小中学校で適切に連携して取り組む機会や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを、自己有用感や自己肯定感の育成に向けて積極的に設けるようにする。

- ④生徒自らが長い見通しの中で、自己の成長発達を感じ取り自らを高めることができるように、毎月、学校生活チェックシートやいじめチェックシートの記入の機会を設定するようにする。

(5) 生徒の主体的ないじめについての学び・取り組み

- ①いじめの問題について生徒自身が主体的に考え、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進するようにする。
- ②「いじめられる側にも問題がある」、「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」、「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は、いじめについての誤った考えであることを学ぶようにする。
- ③ささいな嫌がらせや意地悪が、しつこく繰り返されたり、大勢で行ったりすることはいじめであり、そのようないじめが及ぼす深刻な精神的被害について学ぶようにする、
- ④教職員は、生徒会がいじめの防止に取り組む意義を生徒一人ひとりが理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は生徒の主体的な取組を陰で支えるようにする。

2 いじめの早期発見にむけての取組

「いじめ防止等に向かう学校の姿勢」での早期発見で述べたように、いじめは大人が気づかない時間や場所で行われたり、判断しにくい形で行われたりする。日頃から児童生徒と関わり、友好な人間関係を築くことが「いじめの早期発見」につながると考える。いじめの積極的な発見に取り組む。重点的な取組項目・内容は以下の通りである。

- ①毎月のアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むようにする。また、生徒が目頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくるようにする。
- ②保護者用のいじめチェックシートを活用し、家庭と連携して生徒を見守り健やかな成長を支援するようにする。
- ③生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するようにする。また、教育相談等で得た生徒の個人情報については、管理職の監督の下で管理し取り扱うようにする。
- ④生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検するようにする。また、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するようにする。
- ⑤毎月のアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりするようにする。
- ⑤ 本校のアンケート調査等の実施計画
- ・ 毎月学校生活アンケート実施
 - ・ 年複数回の教育相談旬間の実施
 - ・ 年2回の面談実施
 - ・ スクールカウンセラーとの面談実施（希望者）
 - ・ 学校評価アンケートの実施（年2回）

3 いじめの早期解決にむけての取組

いじめの発見・通報に対しては、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応するとともに、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応するようにする。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うようにする。重点的な取組項目・内容は以下の通りである。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるとともに、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保するようにする。

- ②生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴するとともに、発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「生徒指導委員会」に直ちに情報を共有するようにする。
- ③発見・通報を受けた場合には、「生徒指導委員会」を中心に速々かに関係生徒から事情を聴音取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行うようにする。
- ④いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って粟国村教育委員会に報告するとともに、「生徒指導委員会」より、被害・加害生徒の保護者に連絡するようにする。
- ⑤学校や粟国村教育委員会がいじめる児童生徒に対して、必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われると認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、粟国駐在所（粟国村）と相談して対処するようにする。
- ⑥生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれかおるときは、直ちに粟国駐在所に通報し、適切な援助を求めるようにする。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ①いじめを受けた児童生徒には、「絶対に守る」という学校の意志を伝え、心のケアと併せて登下校や休み時間、授業中（別室含む）清掃時間などの安全確保に努める。
いじめを行った児童生徒には「いじめは絶対に許されない」という気持ちで指導し、自己の行った悪い行いを理解させ、被害者へ謝罪させる。そして、二度と他の生徒へもいじめをしない、と約束させる。他の生徒へは、全体集会などで、いじめを止められなくても、伝える「勇気」をもつことの大事さを伝える。
- ②いじめを受けた児童生徒の保護者については、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を伝え、対応策について十分に説明し、了承を得る。さらに、保護者と連携をとり、学校側でわかる情報はすべて伝えるように努める。いじめの事実関係を聴取したら、迅速に保護者へ連絡し、児童生徒が二度といじめを繰り返さぬよう学校と保護者が連携し、指導・助言等を行い、経過観察も適宜行う。
- ③いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくることとともに状況に応じて、心理や福祉等の専門家（スクールカウンセラー）、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得るようにする。
- ④いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することや、状況に応じて出席停止制度を活用し、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に取り組むようにする。
- ⑤いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うようにする。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ①いじめたとされる生徒の事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教職員・警察官など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるようにする。なお、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に配慮して対応するようにする。
- ②事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行うようにする。
- ③いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮するようにする。
- ④いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をするようにする。

⑤教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えるとともにその際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行うようにする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせながら、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてる（傍観者含む）など同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させるようにする。
- ②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにするとともに、全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくようにする。
- ③いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断していくようにする。

(5) 携帯電話や iPad, ゲーム機等の通信機器（インターネット）上のいじめへの対応

- ①インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとるとともに名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めるようにする。
- ②生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに粟国駐在所に通報し、適切に援助を求めるとともに、早期発見の観点から、粟国村教育委員会等と連携し、学校通信や学校 HP 等で注意喚起を実施することにより、インターネット上のトラブルの早期発見に努めるようにする。
- ③生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知するようにする。
- ④パスワード付きサイトや SNS, 携帯電話メールを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく発見しにくいいため、学校における情報モラル教育（サイバー犯罪等）を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくようにする。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめ防止法・第 22 条の規定により、本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、および専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための常設の組織（「粟国小中学校いじめ防止対策委員会」）を以下の通り置く。

(1) 基本構成員

	基本構成員	備考
①	校長	委員長
②	教頭	副委員長
③	教務主任（小中）	
④	生徒指導主任（小中）	いじめ防止担当者
⑤	教育相談担当	2 名（小中担当者）
⑥	養護教諭	
⑦	スクールカウンセラー	
⑧	警察官・学校医	粟国村在住警察官・粟国村診療所から派遣

(2) 栗国小中学校いじめ防止対策委員会の開催

栗国小中学校いじめ防止対策委員会は、定期的に確実に開催できるよう本校の週時程表の中に位置づける（毎週水曜日の5校時）。また、児童生徒からいじめの訴えがあったときやいじめのおそれがあるとの情報がある場合は、臨時に開催するものとする。

(3) 校内の他の組織との関わり

栗国小中学校いじめ防止対策委員会は、校内の他の組織と機能的に連携する。特に、いじめられた生徒が確認できた場合やいじめられた徒がいると思われる場合は、学級担任・学年間・生徒指導担当・養護教諭・教育相談担当等と緊密な情報交換を行い、いち早くその生徒のケアに当たる必要がおおる。また、学年会を通じて各学年の教員の具体的な動きにつながるようにする。重要な情報は、学校運営委員会（企画委員会）においても検討し、学校全体としての迅速な対策・対応ができるようにする。さらに今後学校として取り組むべき課題については、研究推進委員長会で本校の研究推進の方向性を検討する。

(4) 役割の内容

- ①本基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成に参画する。さらに、学校長（委員長）の判断により保護者や生徒の代表、地域住民等に協力を依頼する場合がある。
- ②本基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかについてチェックリストを作成しそれを基に点検し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行うようにする。
- ③いじめの事実確認の実施とその判断を行う。また、組織的にいじめの早期解決に向けて対応するようにする。
- ④いじめの相談、情報等は、全て本組織に集まることになる。特に、その情報と相談内容の第一報は、生徒指導主任にできる限り早く集まるようにする。また、教職員および生徒以外からの情報・相談窓口の責任者は、教頭（副委員長）と生徒指導担当が務める。その情報も生徒指導主任とできる限り早く共有するようにする。
- ⑤情報の記録・管理の責任者は、教頭（副委員長）と生徒指導担当が務める、集められた情報は、個別の生徒ごとに記録整理・保管し、その実務は教頭（副委員長）と生徒指導担当が担うようにする。
- ⑥栗国村教育委員会の判断により、学校が重大事態のその調査を行う場合は、本組織を母体としつつ、当該本案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応するようにする。

5 機能的な組織体制

本基本方針並びに組織が機能するかどうかは、教職員の組織体制の機能性によるところが大きい。計画が画餅に帰すことにならないように、常日頃から教職員組織の機能性を高め、スピード感のある組織的対応が実現できるようにする。

- (1) いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立するようにする。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、栗国小中学校いじめ防止対策委員会で情報を共有し、組織的に対応するようにする。
- (2) 生徒、保護者、地域の方、教職員別に、相談窓口と相談方法（手段）について周知するとともに、受けた情報や相談は、いじめ対策委員会にできるだけ早く集まるようにする。
- (3) いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素から対応の在り方について、全ての教職員で具体的に共通理解を進め、さらに、職員会議、校内研修、日常的な教育活動を通じて、教職員間の連携と連帯を深めていくようにする。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官など外部専門家等が参加しながら対応し、より実効的ないじめの問題の解決を図るようにする。
- (5) 教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図るようにする。
- (6) 組織的に取組を実行できているかについてチェックリストを作成し、それを利用して点検し、結果を共有し改善を図っていくようにする。

6 重大事態への対処

いじめ防止法第 28 条の規定により、栗国村教育委員会又は本校は、次に掲げる事態（以下「重大事態」）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該栗国村教育委員会又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

「重大事態」に該当するいじめとは、次のようなものをさす。

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な損害や損失が生じた疑いがあると認めるとき。いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、本校において重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うための組織を以下の通り置くものとする。

(1) 基本構成員

	基本構成員	備考
①	校長	委員長
②	教頭	副委員長
③	教務主任（小中）	
④	生徒指導主任（小中）	いじめ防止担当者
⑤	教育相談担当	2名（小中担当者）
⑥	養護教諭	
⑦	スクールカウンセラー	
⑧	学校医・警察官	栗国村教育委員会から派遣
⑨	P T A会長	学校児童生徒保護者（1名）
⑩	栗国村民生委員	村から派遣

①～⑧は、栗国小中学校いじめ防止対策委員会メンバーでもあり、学校長（委員長）により、事案に応じて会議の参加を依頼する。また、事案に応じ学校長（委員長）より、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者に参加を依頼する場合がある。

(2) 役割の内容

①重大事態に係る調査主体

- ア) 重大事態が発生した疑いがあると認めるときに、学校は、直ちに栗国村教育委員会に報告し、栗国村教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断するようにする。
- イ) 学校が主体となって行う場合と、栗国村教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、学校が調査主体となる場合は、(1)のメンバーを中心に、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う、当該調査の公平性・中立性を確保するように十分に留意するようにする。

②事実関係を明確にするための調査の実施

- ア) 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでない。学校と栗国村教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るようにする。
- イ) 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったかなどについて事実を明確にする。それを軸に、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったかについて明確にする。また、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的（初動段階からその時点まで）に整理して記録するようにする。
- ウ) 栗国村教育委員会や学校に不都合なことがあったとして事実を明確にする。学校は、栗国村教育委員会および関係機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むようにする。なお、事案の重大性を踏まえて、栗国村教育委員会など関係機関と適切に連携したりして対応に当たるようにする。

- エ) いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施するようにする。
 - オ) 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めるようにする。また、いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をするようにする。
 - カ) 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合には、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手するようにする。
- ③その他留意事項
- ア) 学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合が想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得る。その際には、第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うようにする。
 - イ) 重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあり、十分に留意する必要がある。
 - ウ) 粟国村教育委員会及び学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意するようにする。
- ④調査結果の提供及び報告
- ア) 学校は粟国村教育委員会と確認しあいながら、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。なお、情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告をするようにする。
 - イ) 情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に充分配慮し、適切に提供するようにする。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようにならないようにする。
 - ウ) 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じるようにする。
 - エ) 調査結果の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて粟国村長等に送付するようにする。

7 校内研修の充実

いじめ防止法第18条の規定により、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上に必要な措置を計画的に行うため、年間計画に位置づけて校内研修を実施する。

重点的に実施する研修内容の対象は、以下の通りである。

- ①学校いじめ防止基本方針および上位法等の理解
- ②いじめの防止の対策と取組
- ③いじめの早期発見の対策と取組
- ④いじめへの対処の対策と取組
- ⑤組織的体制の構築と機能の対策と取組
- ⑥家庭や地域との連携の取組
- ⑦関係機関との連携の取組

8 地域や家庭、関係機関との連携

いじめ防止法第3, 8, 17, 27条等の規定により、学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校の内外を問わずいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するようにする。重点的に取り組む項目・内容は以下の通りである。

- (1) 本基本方針を周知し、地域や保護者の理解を得ながら、地域や家庭の実態に対していじめの問題の重要性の認識を広めるようにする。
- (2) 家庭訪問や学校・学級通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図るようにする
- (3) 学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、聞かれた学校づくり推進委員会等を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進するようにする。
- (4) 学校警察連絡協議会での情報交換・共有を通じて、生徒の状況と対策について協議を行うようにする。また、生徒を対象とした非行防止教室や情報モラル講習会（サイバー犯罪）等を実施し、インターネットを利用したいじめの防止を図る。なお、状況に応じて栗国駐在所等の効果的な活用を検討するようにする。
- (5) 児童相談所や福祉部局等とサポート会議等を開催し、生徒の状況や対策等について協議し、連携した支援の充実を図る。また、連携する際の手順等をまとめ、連携の具体化や共有化をスムーズに実現できるようにする。
- (6) 法務局と連携し、いじめに関する相談窓口の周知や、人権擁護委員と連携した啓発活動を行うようにする。
- (7) 主な関係機関・相談窓口
 - ① 沖縄県教育庁（866-2705）
 - ② 沖縄県教育委員会 義務教育課（866-2741）
 - ③ 島尻教育事務所（998-4416）
 - ④ 栗国村教育委員会（988-2449）
 - ⑤ 栗国村駐在所（988-2010）
 - ⑥ 沖縄県庁子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課（866-2174）
 - ⑦ 中央児童相談所（886-2900）
 - ⑧ 沖縄県警察本部少年課少年サポートセンター（869-2760）
 - ⑨ 沖縄県少年補導センター（862-0110）

9 検証と評価

いじめ防止法第34条の規定により、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、早期対応、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価を行うようにする。特に、いじめの問題を取り扱う学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒の状況を十分踏まえて目標設定し、その目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組むようにする。また、いじめの問題を取り扱う教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるようにする。重点的に評価する項目・内容は以下の通りである。

- (1) いじめの防止およびいじめの早期発見の取組状況
在籍する生徒に対する定期的な調査の実施状況、在籍する生徒およびその保護者並びに当該学校の教職員がいじめにかかわる相談を行うことができる体制など
- (2) いじめへの対処の取組状況
いじめの訴えがあった場合の事実確認と栗国村教育委員会への報告状況、いじめを受けた生徒またはその保護者に対する支援状況、いじめを行った生徒に対する指導状況、いじめを行った生徒の保護者に対する助言状況など

- (3) 組織的体制の機能と組織的取組の状況いじめ防止委員会の活動状況，教職員の協力指導体制の状況，犯罪行為に該当するいじめを発見した場合の警察との連携状況，家庭や地域，関係機関との連携の取組状況など

いじめ防止における学校組織体制

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

